

平成23年度 第2回 北栄町栄財産区管理会議事録

招 集 年 月 日 招 集 場 所 出 席 委 員 事 務 局 程 日		平成23年10月7日(金) 午後3時00分 北栄町役場大栄庁舎第3会議室 阪本清憲、村岡永久、市下稔、津川孝篤、手島林造、藤本正一 (欠席)山下善正 産業振興課 手嶋・長谷川・松原 総務課 別本・吉田・渡辺 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名人の選任 4 協議事項 (1) 台風12号・15号の災害対応について (2) その他 5 その他 6 閉会
1 開 会 午後3時40分 2 会長あいさつ 3 議事録署名人 の選任 4 協議事項(1)	総務課長 会 長 会 長 会 長 会 長 事 務 局	<p style="text-align: center;">会 議 の 要 旨</p> 1時半からの現場確認お疲れ様でした。引き続きの管理会、今日は災害対策ということで産業振興課も出席させていただく。 現地視察に続いての管理会。財産に関係する難しい問題ということで全員の方に会の案内をさせてもらった。産業振興課が来られるということで話を聞いて対策を考えたい。 津川委員、藤本委員にお願いしたい。 協議事項に入る前に契約について話をしておきたい。 高尾土地改良区は、昭和47年1月6日に知事の認可があって、当時東高尾、西高尾、上種の一部の範囲で1月27日設立した。昭和43年か45年に現在はウエストヒルズファームに貸し付けてある土地を東高尾の8名の方が養蚕団地を作るということで造成された。昭和45年に推進委員会が立ち上げられ、46年から47年の設立までに払い下げが進められた。資料にあるのが契約書の写し。●●外21名の共有財産としてそのまままきており、梨団地と酪農組合はそれぞれ管理区域を分けて個人の名義で管理していた。 地籍調査が始まった頃、個人の名義にしてもいいということで承諾書を出し個人名義にしたが、道路分と山林は財産区の名義になった。その後山も払い下げになり同じような手続きの後個人の名義になり、今回崩れたところは●●さんと●●さん、反対側のところは●●さんの名義になった。平成13年の覚書は、道路はそのまま財産区の名義にしておいてほしいという申し入れがあり、それなら関係者で管理をしてもらいたいということで覚書を交わした。文面の書き方が悪く、取りようによっては、地元関係者に財産区も入るかのような書き方になっているが、当時の管理会としては、梨協同組合と酪農組合それぞれがそれぞれの地域を管理し、災害が起きた時はそれぞれに復旧や負担してもらおうという意味での覚書だった。 財産区の被害は、エサ畑の西側が一箇所崩れている。面積は少ないがそこが財産区の土地。植林してあるところの一部がずっているが何もする必要はない程度。 論点整理を含めて経過を説明。 【災害状況】 【町の意見】 【今日までの状況】 【参考:財政負担・財源(基金)】 復旧なり町道の廃土を財産区として負担するのか結論を出さなければならない。意見をいただいてまとめた。

会 長	今日、委員さんにも見てもらったが、財産区が直接被害のもとになっているところはない。財産区の名義は道路だけ。覚書にもあるように復旧は梨団地とか酪農組合がするというになっており、財産区の山がずって災害になっているところはない。
藤本委員	土地所有者の●●さんの意見は？
事務局	●●さんは道はいると言っておられる。
津川委員	この現状を復旧させようとすれば相当の負担が生じる。財産区としては必要ない道。
阪本委員	復旧費を財産区がみることはないと思う。地元関係者の問題。
市下委員	財産区としてはあってもなくてもよい道。●●さんが直さないならほうけてしまう。見舞金も出さない。
会 長	道路分を個人の名義にするのは難しく登記はそのままにしておいてほしいということだった。財産区としては責任は持たないよ、ということで当時覚書を結んでいる。
産業振興課	地形形状からいって道路を作るのは無理がある。●●さんが必要と言っている道路は西高尾に下りる最短距離のヘアピンカーブの道。 町道はなるべく安価な方法を考え、とりあえず廃土する。残った部分のある程度の勾配で切るとのことになると地すべりの専門家曰く、1割2分か1割5分の勾配が必要。そうなると今の畑はほとんど残らない。 何もせず放っておいた場合は、あとでずった土が水路に落ちダムに落ちる。そのダムの水を散水した場合薬物に影響し、農家の方が困られることになる。 梨団地の側は直に流れ込む。
事務局	町道にかかる部分は町で廃土するが、今後流れてくる土が重い分はポケットの下にたまるが濁り水はスミ散水を通じて出ることになる。 結論ではなく、今のところを確認させていただきたい。ダムの周回道路の廃土については、上の部分が流れているので財産区としてはタッチしないということでしょうか。
藤本委員	上の土地の土が財産区のところを通過しているだけで財産区の土地がすべってる訳ではない。
産業振興課	見解は地すべり。上の土が落ちただけでなく、全体がすべっている。財産区の山は押し潰されただけでなくすべっている。財産区も原因者。
阪本委員	財産区は道路があるからということだと思うが、覚書があるから財産区は関係ない。
産業振興課	覚書がどれほど有効か。梨共同組合は現在はなく、酪農組合も4人が1人になっている
阪本委員	覚書はある程度の取り決め。それは遵守されるべき。
会 長	梨協同組合は今もある。払い下げを受けた梨協同組合と酪農組合から道路はそのまま財産区にしてほしいという申し入れがあって覚書を結んでいる。
産業振興課	災害の地元負担が1/2。1箇所のみ地すべりの調査は1千万円くらいかかる。その費用については町の単独費用。町の財政状況を考えると調査費を出すのも難しい。 地すべりと証明されなければ補助はない。そのためには2千万、3千万をかけて解析しなければならない。あるものをなくすのは不便になることはわかるが、財産区として今の道が通れないようになった場合極端に支障がでることがあるか？
津川委員	財産区自体にはない。もう売ってしまった土地。財産区は困ることはないが、一番気になるところは土がダムに入って濁り水となってそれが散水されて薬物や花にかかり、被害が出る。将来的にどんどん流れてくるのは農家としては問題。
産業振興課	今日経過がわかった。もともとは売ったもので、道路については持つのが大変だからということで覚書という形で地番を振って残っていただけ。通常から管理・復旧は当人たちがすることになっていたということでしょうか。
会 長	たまたま酪農組合は4人の酪農家か1人になってしまったか、覚書は有効だと思う。
事務局	廃土についても原因者ではないので財産区としては感知しないということでしょうか。
産業振興課	車止めをしなければ入れてしまう。車止めについて財産区はどう考えておられるか。 財産区の土地を巻き込んで直にダムに入ってくる土砂については、今後対策をしなければどんどんダムに入り込んでくる。財産区としてこの部分の廃土に協力してもらえるものか。

6 閉会 午後5時30分	会 長	財産区の土地だけど、谷をつたって上の土が流れているだけ。梨団地の土が流れていて、途中が財産区の土地。先々ダムの水が濁って・・・という時は財産区としても責任があるのか心配している。
	産業振興課	谷が狭すぎて解析ができていない。対策の検討もできていない状態。
	市下委員	財産区がずっていなければならないが、そうでなければ財産区は関係ない。
	産業振興課	何らかの対策が必要だという思いはみなさん持っているということか。
	会 長	ダムの濁りに関係することが一番心配だと思う。
	阪本委員	どちらになっても調べなくてはならない。調べなければ次のことはできない。協議はそれからにしてはどうか。
	市下委員	調べることができない状態。災害はいつまでも待てるものではない。
	事務局	地すべりが財産区の斜面と一体になっているということであれば財産区も負担しないといけないという考えか。
	市下委員	行ってみないとわからない。架空では話はできない。
	会 長	一度草刈の確認で通ってみたが、狭くて深い谷。横の木は多少巻き込んでいるが、崩れて出るとは思えない。
	事務局	今の見解としては上がすべっているだけなので感知しないということでもいいか。
	会 長	どこを見ても財産区の土地が原因になっているところはないように思う。財産区が負担しなければならないということはないのではないのか。覚書どおり売ってしまった土地である。
	事務局	ダム周回道路の廃土については財産区では負担しないということでもいいか。
	会 長	みなさんそれでいいか。
	委員	了解
	事務局	復旧するにあたって財産区にも負担を求める必要が生じた場合にはまた寄っていたら
市下委員	何らかの対策が必要で、一番下に沈殿槽を作るから財産区の土地を貸してほしいということであれば話に乗る。それ以外は関係ない。土を取れということには応じない	
会 長	解析もできず原因がわからない状況では何も言えない。どうしてもということであれば現場を見に行ってみて考えたい。	
産業振興課	ダムに近い下の部分は町道の道路災ということで復旧するが、ダムに入る土砂の対策は今日明日どうにかなることではないので、別途協議をお願いしたい。	
会 長	今までの意見をまとめると、覚書どおり売ってしまった土地なので財産区としては復旧の負担はしない。町道は町で復旧する。ダムに流れ込む土砂対策で沈殿槽等を作るのに財産区の土地が必要であれば提供する。	
	以上で異論ないか？	
委員	なし	
会 長	以上で管理会を終了する。	

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 23 年 10 月 7 日

北栄町栄財産区管理会長 様

議事録署名人 (津川委員)

議事録署名人 (藤本委員)